

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正

一 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数

特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の住宅の区分は、一戸建ての住宅及び長屋又は共同住宅とし、特定建設工事業者の要件である一年間に新たに建設する請負型規格住宅の戸数の下限は、一戸建ての住宅については三百戸、長屋又は共同住宅については千戸とすること。（第十二条関係）

二 請負型規格住宅に係る報告及び立入検査

国土交通大臣は、特定建設工事業者に対し、新たに建設した請負型規格住宅の戸数並びに請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する事項を報告させることができるものとする。また、国土交通大臣は、その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、当該請負型規格住宅、当該請負型規格住宅の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類並びに帳簿を検査させることができるものと

すること。

(第十三条関係)

三 建築物エネルギー消費性能向上計画の対象の拡充に係る建築物の容積率特例の対象となる床面積

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物に自他供給型熱源機器等を設置する場合の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、申請建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を越えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の十分の一を超える場合においては、当該申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計の十分の一)とするものとする。

(第十四条第二項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第二 関係政令の一部改正

地方住宅供給公社法施行令その他の政令について所要の改正を行うものとする。

第三 附則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施

行するものとする。